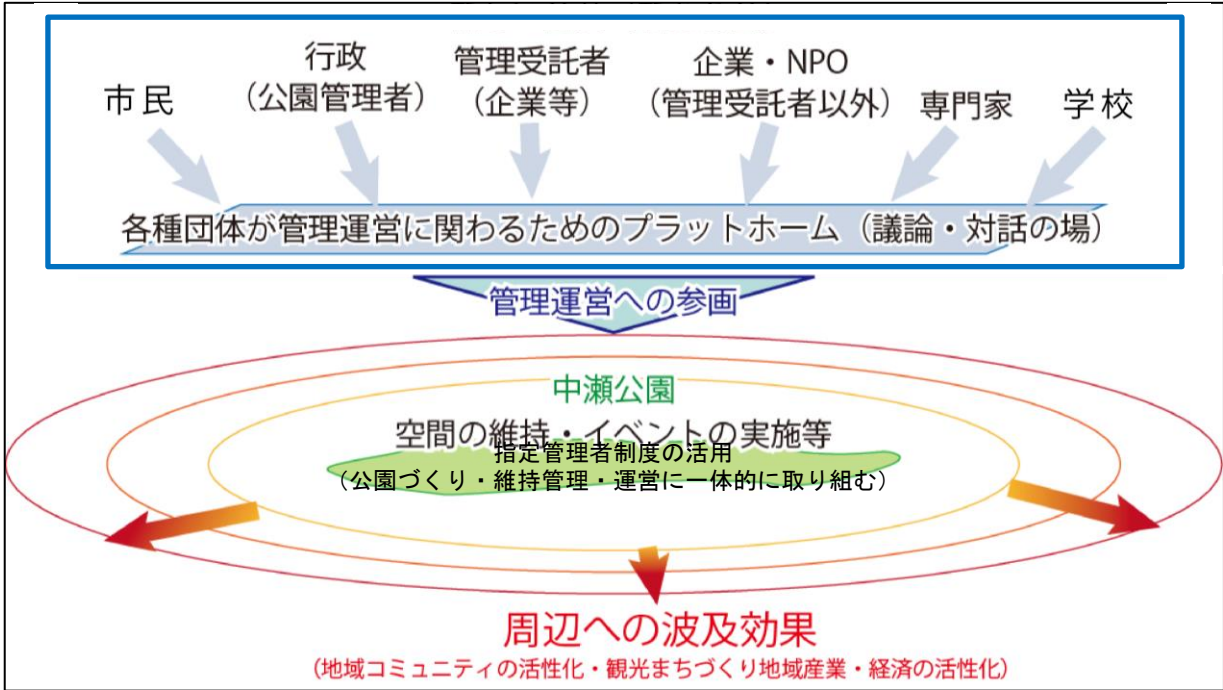


VI 公園づくり組織のイメージ

- ・市民を始めとした地域の学校、NPO、専門家、企業など多様な主体が参画し、公園づくり・管理運営に関わるためのプラットフォームを形成します。
- ・指定管理者制度活用の検討をします。
- ・周辺のまちづくり活動展開への波及効果が見込まれます。



●検討経緯

本基本計画の検討に際しては平成24年度以降、市民や市内で活動する団体等を対象に、ワークショップや意見交換会を行ってきましたが、時間の経過と共に、周辺の復興事業が具体化したことに伴う状況変化等の要因が大きくなったことから、平成26年11月より、学識経験者及び事業実施関係者からなる「中瀬公園計画検討会」を設置しました。

平成24年12月～平成25年2月	みらいの公園づくりワークショップの開催 子どもワークショップ2回、一般ワークショップ3回
平成26年3月	中瀬公園基本計画(素案)の策定
平成26年4月	意見交換会の開催
平成26年11月	第1回中瀬公園計画検討会
平成27年1月	第2回中瀬公園計画検討会
平成27年3月	意見交換会の開催
平成27年5月	第3回中瀬公園計画検討会
平成27年11月	第4回中瀬公園計画検討会
平成27年12月	パブリックコメントの実施
平成27年12月	市民説明会の開催

●連絡先

石巻市 復興事業部 基盤整備課 公園グループ 〒986-8501 石巻市穀町14番1号
 TEL 0225-95-1111(代表) 5516(内線) FAX 0225-90-8046
 mail: infrainp@city.ishinomaki.lg.jp
 http://www.city.ishinomaki.lg.jp/

中瀬公園基本計画 【概要版】



日和山から見た計画地
(平成27年11月27日撮影)

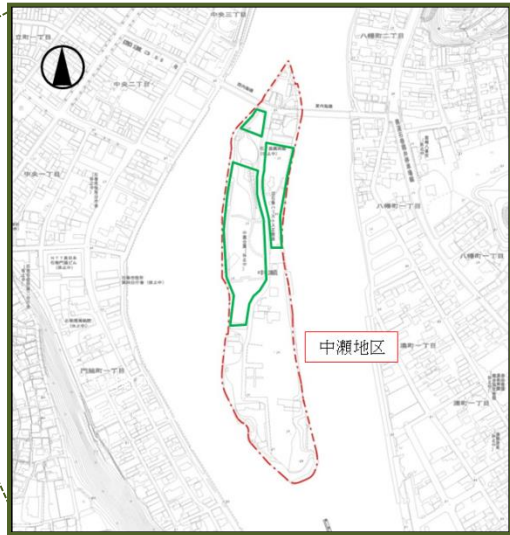
平成28年3月
石巻市

I はじめに

中瀬公園基本計画は、東日本大震災により大きな被害を受けた中瀬地区を、本市の震災復興のシンボルとして、全域を公園整備していくための方針を定めるものです。

行政と市民、関係団体等がこの基本計画を共有し、協働と役割分担の下、中瀬公園の整備・利用を進めていくことを想定しています。

<位置図>



■ 検討範囲
■ 既存の中瀬公園



被災直後の航空写真
(平成23年3月12日撮影)

※出典：国土地理院

II 基本理念

東日本大震災により大きな被害を受けた中瀬地区は、河川堤防を整備しないことから、将来、石巻市の中でも、堤防を介さずに川と触れ合える貴重な場所となります。また、市街地の中の貴重なオープンスペースであることや、市内外の交流の要衝となる位置関係であることを踏まえ、かつてのみずとまちが一体化していた石巻の姿を創造し、次世代に継承していくため、以下のような基本理念を設定します。

かわみなと石巻の原風景の再生と創造

～美しい、伝え、学び、創る、開かれた水辺の社交空間～



旧北上川河口部は、かつて「川湊」として利用され、中瀬周辺には多くの船が集まり、繁栄していました。内海橋が架けられてからは、東西を結ぶ交流点となり、地域の賑わいの中心ともなりました。

絵:「仙台石巻湊眺望之図」(抜粋) 嘉永5年(1852年)

III 基本方針

「集い」の空間整備

中心市街地活性化の一翼を担う、賑わいの中心拠点として整備します

「伝え」の空間整備

中瀬の歴史や現状を後世に伝えていく空間を整備します

「学び」の空間整備

自然環境やかわみなと石巻の歴史、震災の被害状況などを学んでいける空間を整備します

「創る」の空間整備

旧北上川両岸との回遊性を創出します。また、多様な主体が協働して新たな中瀬を創造します

IV 全体計画

(1) 動線計画

- ・新東・西内海橋(仮称)から徒歩によるアクセスを基本とし、従前の道路を生かした園路整備をします。
- ・中瀬を一周できる園路を整備します。

(2) 施設整備の方針

- ・既存の公園施設を生かします。
- ・水辺環境や自然環境の特性を損なわないよう配置や構造・形状を検討します。

(3) 避難計画

- ・洪水、高潮、津波等による浸水の危険がある場合は、来園者を避難させ、利用制限の措置を行います。

(4) 管理運営の方針

- ・河川の水位の変動に影響を受けることを念頭に、管理運営のあり方を検討します。

V 将来のイメージ

H 親水空間

- ・造船所跡のスロープを利用した親水空間の整備
- ・中瀬の浸食防止に必要な護岸を整備



現状

C 既存公園

- ・広場の一体的な利用による大規模イベントの実施
- ・旧ハリストス正教会教会堂の復元



現状

A 広場①

- ・石ノ森萬画館はこれまでどおり運営
- ・エントランスとしてふさわしい空間を整備
- ・市民が植栽等のできる花壇の整備



現状

B 秋葉神社跡

- ・震災遺構を目的として、地形の保存方法を探りつつ最低限必要な護岸を整備

基本計画図



D 広場②

- ・造船所の設備等を産業遺構として保存、展示する広場の整備



イメージ

G 広場④

- ・デイキャンプやバーベキューができる広場の整備



イメージ

E 広場③

- ・従来の道路を生かし景観に配慮した整備
- ・飲食店や物販店、イベント時の屋台村等の営業が可能となる環境整備
- ・飲食店等の導入を検討するための社会実験の実施
- ・作田島神社は公園区域から除外し存置

F 環境学習空間

- ・公園ビジターセンター機能や観光・交流機能を兼ねた環境学習空間の整備
- ・公園管理事務所等の整備

I 広場⑤

- ・河口や日和山を眺望できる空間の形成
- ・プレーパーク活動等ができる広場の整備



イメージ